

証券コード 7134
(発送日) 2026年6月5日
(電子提供措置の開始日) 2026年6月1日

株 主 各 位

神奈川県横浜市青葉区榎が丘7番地22
株式会社アップガレージグループ
代表取締役会長 石 田 誠

第12回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第12回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「2026年6月定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスの上、ご確認ください。

当社ウェブサイト <https://www.upgarage-g.co.jp/ir/>

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスして、銘柄名（アップガレージグループ）又は証券コード（7134）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択の上、ご確認ください。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

株主の皆様へ

当社IRサイトで2026年6月25日以降に最新のWEB株主通信をリリースいたします。ぜひご覧ください。

<https://www.upgarage-g.co.jp/ir/business-report/>



なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、2026年6月23日（火曜日）午後7時00分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月24日（水曜日）午前10時00分（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 神奈川県横浜市青葉区榎が丘7番地22
株式会社アップガレージグループ 本社3階 会議室
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第12期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第12期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役5名選任の件

以 上

- ◎書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源削減のため「本招集ご通知」をご持参いただきますようお願い申し上げます。
- ◎代理人がご来場の場合は、議決権行使書に加えて委任状が必要となります。なお、代理人は、当社の議決権を有する株主様に限らせていただきます。
- ◎総会ご出席者様へのお土産をご用意しておりませんので、あらかじめご承知おきいただきますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにてその旨、修正前の事項及び修正後の事項を記載させていただきます。
- ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては法令及び当社定款第18条第2項の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.upgarage-g.co.jp/ir/>) のほか、東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。従いまして、本招集ご通知は、監査報告書を作成するに際して、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
- ・事業報告の「新株予約権等の状況」、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」及び「会社の支配に関する基本方針」
 - ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
 - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、財務状況、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金 36.5円
配当総額 289,322,944円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年6月25日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

株主総会及び取締役会の運営について柔軟かつ機動的な対応を可能とし、経営環境の変化に迅速に対応する経営体制を構築できるよう、それぞれの招集権者及び議長を定める当社現行定款第14条及び第23条の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、本定款変更の効力は、本定時株主総会の終結の時をもって生じることといたしたいと存じます。

※変更箇所は下線です。

| 現行定款 | 変更案 |
|--|---|
| <p>(株主総会の招集権者及び議長)</p> <p>第14条 株主総会は、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。<u>ただし、取締役会長がいる場合は、取締役会長が招集し、議長となる。</u></p> <p>2 <u>取締役社長</u> (取締役会長がいる場合は、<u>取締役会長及び取締役社長</u>) に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> | <p>(株主総会の招集権者及び議長)</p> <p>第14条 株主総会は、<u>取締役会の決議に基づき</u>選定された取締役社長又は取締役会長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>前項により選定された取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序</u>に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|--|--|
| <p>(取締役会の招集、議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。ただし、取締役会長がいる場合は、<u>取締役会長が招集し、議長となる。</u></p> <p>2 <u>取締役社長</u> (取締役会長がいる場合は、<u>取締役会長及び取締役社長</u>) に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わって招集し、議長となる。</p> | <p>(取締役会の招集、議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議に基づき選定された取締役社長又は取締役会長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 前項により選定された取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わって招集し、議長となる。</p> |

第3号議案 取締役5名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役全員（5名）は任期満了となります。

つきましては、社外取締役3名を含む取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者 番号 | 氏 名 (生 年 月 日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所 有 す る 当社株式の数 |
|---|--|--|-------------------|
| 1 | いし だ まこと 石 田 誠 (1960年5月9日生) 《再 任》 | 1983年3月 (株)オートフリーク設立 専務取締役 1999年4月 旧：(株)アップガレージ設立 代表取締役社長 2009年4月 一般社団法人日本リユース業協会 副会長 2011年5月 一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会 理事 2014年4月 (株)クルーパー（現：(株)アップガレージグループ） 設立 代表取締役社長 (株)東京タイヤ（旧：(株)ネクサスジャパン）設立 代表取締役社長 2014年5月 一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会 常任理事 2017年5月 同協会 副会長 2020年4月 旧：(株)アップガレージ 取締役会長 旧：(株)ネクサスジャパン 取締役会長 2023年4月 当社 代表取締役会長（現任） (重要な兼職の状況) — | 5,664,300株 |
| 【取締役候補者とした理由】 当社創業以来の豊富な業務経験と自動車・二輪車産業の経営全般に関する知見及び強いリーダーシップで、これまで当社の成長を牽引してまいりました。極めて高い視座・幅広い視野と強い変革力は、今後も当社の経営にとって必要不可欠であることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。 | | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する 当社株式の数 |
|--|---|---|----------------|
| 2 | <p>河野映彦 (1981年5月15日生)</p> <p>《再任》</p> | <p>2005年4月 野村證券(株) 入社 2012年7月 旧：(株)アップガレージ 入社 2013年1月 同社 社長室長 2014年4月 同社 取締役 Croooober事業本部長 2015年4月 (株)クルーパー (現：(株)アップガレージグループ) 取締役 2018年4月 旧：(株)アップガレージ 代表取締役社長 2018年5月 一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会 理事 (現任) 2018年8月 UP GARAGE USA Co.,Ltd.設立 代表取締役 (現任) 2019年4月 一般社団法人日本リユース業協会 理事 2022年4月 (株)クルーパー (現：(株)アップガレージグループ) 取締役副社長 2023年4月 当社 代表取締役社長 (現任) 2025年4月 一般社団法人日本リユース業協会 副会長 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) UP GARAGE USA Co.,Ltd. 代表取締役 一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会 理事 一般社団法人日本リユース業協会 副会長</p> | 82,600株 |
| <p>【取締役候補者とした理由】 金融・自動車・IT企業での営業・企業経営を通じて、グローバルレベルの豊富な経験・実績と知見及びリーダーシップを持ち、当社の持続的成長の基盤整備及び戦略策定において発揮してまいりました。多岐に亘る分野での知見と経験に基づく鋭い洞察力、的確な意思決定力は、今後も当社の経営にとって必要不可欠であることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p> | | | |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生 年 月 日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所 有 す る 当 社 株 式 の 数 |
|--|--|--|------------------------|
| 3 | 福 島 泰 三 <small>ふくしま たいぞう</small> (1970年6月3日生) 《再 任》 【社外取締役】 | 1992年4月 (株)ケー・イー・シー 入社 1996年10月 太田昭和監査法人(現：EY新日本有限責任監査法人) 入所 2003年1月 監査法人トーマツ(現：有限責任監査法人トーマツ) 入所 2015年11月 阿久津・福島会計事務所設立 (株)ナガオカ監査役 2015年12月 MMプリンシパルインベストメント(株) 取締役 2016年4月 (株)OMGホールディングス 取締役 2016年5月 (株)アポロジャパン 取締役 2016年6月 (株)グリムス 取締役(監査等委員) 2016年9月 (株)キーストーンテクノロジー 取締役 2017年3月 (株)オルツ 監査役 (株)シングルード 取締役(監査等委員) 2017年6月 福島泰三公認会計士事務所設立 所長(現任) 2017年9月 (株)M&Aの窓口 取締役 明星監査法人設立 代表社員就任(現任) 2020年6月 (株)クルーパー(現：(株)アップガレージグループ) 監査役 2020年10月 アットドウス(株) 監査役(現任) 2021年4月 (株)クルーパー(現：(株)アップガレージグループ) 社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 福島泰三公認会計士事務所 所長 明星監査法人 代表社員 | — |
| 【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 公認会計士・税理士として財務会計に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、かかる知識・経験に基づいた当社経営に対する監督及び意見を期待し、選任をお願いするものであります。 | | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する 当社株式の数 |
|---|---|---|----------------|
| 4 | <p>佐藤麻子 (1963年1月4日生)</p> <p>《再任》 【社外取締役】</p> | <p>2008年12月 弁護士登録 2009年1月 弁護士法人R&G横浜法律事務所 入所 2018年6月 協同油脂(株) 社外監査役(現任) 2018年10月 神奈川県教育委員会 教育委員(現任) 2021年4月 (株)クルーパー(現：(株)アップガレージグループ) 社外取締役(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 弁護士法人R&G横浜法律事務所 パートナー 協同油脂(株) 社外監査役 神奈川県教育委員会 教育委員</p> | — |
| <p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 過去に社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与しておりませんが、弁護士として企業法務に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、かかる知識・経験に基づいた当社経営に対する監督及び意見を期待し、選任をお願いするものであります。</p> | | | |
| 5 | <p>中山勇 (1957年10月12日生)</p> <p>《再任》 【社外取締役】</p> | <p>1981年4月 伊藤忠商事(株) 入社 2012年4月 同社 常務執行役員食料カンパニーエグゼクティブ バイスプレジデント 2013年1月 (株)ファミリーマート 社長執行役員 2013年5月 同社 代表取締役社長 2016年9月 ユニー・ファミリーマートホールディングス(株) 代表取締役副社長 (株)ファミリーマート 代表取締役会長 2017年5月 一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会 会長 2019年5月 カネ美食品(株) 代表取締役会長 2020年6月 (株)モスフードサービス 社外取締役(現任) 2021年7月 日本食品海外プロモーションセンター 執行役 (COO) 2024年6月 当社 社外取締役(現任) 2026年4月 日本食品海外プロモーションセンター センター長 (CEO) (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) (株)モスフードサービス 社外取締役 日本食品海外プロモーションセンター センター長 (CEO)</p> | — |
| <p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 小売り分野における高い専門性と豊富なビジネスの経験を合わせ、企業経営者としての実績と深い知見を有しており、当社経営に対する監督及び適切な助言を期待し、選任をお願いするものであります。</p> | | | |

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 福島泰三氏、佐藤麻子氏及び中山勇氏は、社外取締役候補者であり、福島泰三氏、佐藤麻子氏及び中山勇氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって福島泰三氏は5年2ヶ月、佐藤麻子氏は5年2ヶ月、中山勇氏は2年となります。
3. 福島泰三氏、佐藤麻子氏及び中山勇氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、各氏の就任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
4. 当社は福島泰三氏、佐藤麻子氏及び中山勇氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。各氏の再任が承認された場合、各氏との当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額であります。
5. 当社は取締役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、取締役が業務遂行のために行った行為に起因して損害賠償請求を受けた場合、法律上の損害賠償責任及び訴訟費用等の損害が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する場合等は、填補の対象としないこととしております。その保険料を全額当社が負担しております。各候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者となります。各候補者は当該保険契約の被保険者の範囲に含まれることとなります。

【ご参考】スキル・マトリックス／取締役及び監査役に特に期待する分野・スキル

本議案が原案どおり承認可決された場合の取締役会及び監査役会の構成並びに当社が取締役及び監査役に特に期待する分野・スキルは、以下のとおりであります。

| 氏名 | 地位 | 取締役及び監査役に特に期待する分野・スキル | | | | | | | |
|--------|---------------|-----------------------|--------------------|--------------|----------|--------------|------------|----------|----------------|
| | | 企業経営 経営戦略 | フルマ バイク 業界経験 | 人材戦略 人材開発 | IT DX | サステナ ビリティ | 国際性 多様性 | 財務 会計 | CG 法務 RM |
| 石田 誠 | 代表取締役 会長 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | | ● |
| 河野 映彦 | 代表取締役 社長 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | | ● |
| 福島 泰三 | 社外取締役 独立役員 | | | ● | | | | ● | ● |
| 佐藤 麻子 | 社外取締役 独立役員 | | | ● | | | ● | | ● |
| 中山 勇 | 社外取締役 独立役員 | ● | | ● | | ● | ● | | ● |
| 菅沼 一孝 | 常勤監査役 | ● | ● | | | ● | | | ● |
| 高橋 知久 | 社外監査役 独立役員 | | | | | | | ● | ● |
| 黒田 佳奈子 | 社外監査役 独立役員 | ● | | ● | | ● | ● | | ● |

(注) CG：コーポレート・ガバナンス、RM：リスクマネジメント

以上

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度(2025年4月1日～2026年3月31日)におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善により緩やかな回復となったものの、インフレや為替変動等の懸念に加え、中東情勢や米国の通商政策の動向等により、先行きが不透明な状況が続きました。

国内の自動車関連市場に関しては、新車と中古車ともに販売台数が前期を僅かに下回る結果となりました。

こうした市場環境の中、リユース業態においては前期に引き続き、物価高や新品カー用品・バイク用品の値上げが続いている中で、消費者の中古用品やリユース市場に対する旺盛な需要は継続し、買取及び販売が好調に推移いたしました。

直営店舗においては、リユース需要の拡大を背景に新規出店に注力したことで当連結会計年度において年間出店計画5店舗を大きく上回る10店舗の出店を達成いたしました。新規出店の加速、買取及び販売のマーケティング強化と取付サービスの拡充等によって、来店客数が順調に増加し、中古タイヤホイールの販売を中心に売上高が前期比で大きく増加いたしました。さらに「アップガレージアプリ」を活用し、会員限定の店頭割引キャンペーンや限定クーポンの配信、プッシュ通知による来店誘致等を行い、実店舗とお客様を繋ぐOMO戦略を進めたことにより、サービスの利便性も向上いたしました。

これらの施策により、直営店舗における既存店売上高の対前期比は105.4%となりました。

フランチャイズ関連についても、新規出店及びフランチャイズ店舗の増収によりロイヤリティ、EC手数料、その他付帯収入が順調に増加いたしました。

海外では、昨年11月にアメリカ合衆国で2店舗目となるオンタリオ店(カリフォルニア州)をオープンいたしました。

この結果、リユース業態(直営店舗運営、フランチャイズシステムの運営、ECサイト運営)による収入は9,318百万円(前期比12.8%増)となりました。

当連結会計年度末時点の直営店及びフランチャイズ店の業態別の合計店舗数は、281店舗となり、その内訳は、「アップガレージ」159店舗、「アップガレージ ライダース」94

店舗、「アップガレージ ホイールズ」11店舗、「アップガレージ ツールズ」2店舗、「パーツまるごとクルマ&バイク買取団」4店舗、「アップガレージ サイクルズ」10店舗、「アップガレージ カーズ」1店舗となっております。なお、直営店及びフランチャイズ店の拠点数の合計は196拠点となっております。

流通卸売業態においては、前期から引き続きタイヤをはじめとした各メーカーの値上げによる消費者の買い控え等の懸念があるものの、「タイヤ流通センター」向けの卸売は加盟店の増加により堅調に推移いたしました。「ネクスリンク」(受発注プラットフォーム)においても新規取引先の増加と既存取引先との取引増加によって好調に推移いたしました。

この結果、流通卸売業態による収入は6,048百万円(前期比6.6%増)となりました。

当連結会計年度末時点の「タイヤ流通センター」ブランドの直営店及びフランチャイズ店の加盟店合計は209店舗となっております。

その他の収入は18百万円(前期比60.6%減)となりました。

販売費及び一般管理費については、期初からの新卒初任給の引き上げや店舗の若手社員の給与テーブル改定等の人的資本投資を積極的に行いました。さらに直営店の出店加速に伴う店舗従業員の採用強化、新規出店や既存店舗の改修及び設備投資を行ったことにより前期比で大きく増加いたしました。

この結果、当連結会計年度の業績は売上高15,384百万円(前期比10.0%増)、営業利益1,103百万円(前期比5.7%増)、経常利益1,129百万円(前期比4.2%増)、親会社株主に帰属する当期純利益780百万円(前期比0.6%減)となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において、総額542万円の設備投資（使用権資産を除く）を実施いたしました。その内訳は、国内店舗の新規出店等で218百万円、既存店舗及び本部の改修等で138百万円、海外店舗の新規出店等で9百万円、システム開発・改修等で175百万円であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

| 区 分 | 第9期 (2023年3月期) | 第10期 (2024年3月期) | 第11期 (2025年3月期) | 第12期 (当連結会計年度) (2026年3月期) |
|--------------------------|-------------------|--------------------|--------------------|---------------------------------|
| 売上高 (千円) | 11,355,991 | 12,557,434 | 13,981,821 | 15,384,974 |
| 経常利益 (千円) | 874,788 | 975,727 | 1,083,608 | 1,129,425 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円) | 559,266 | 639,448 | 785,873 | 780,957 |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 71.03 | 81.04 | 99.44 | 98.69 |
| 総資産 (千円) | 5,520,942 | 6,193,109 | 6,585,838 | 7,390,960 |
| 純資産 (千円) | 3,534,912 | 4,015,206 | 4,604,913 | 5,133,005 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 448.77 | 508.27 | 582.37 | 647.56 |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 当社は、2023年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

| 区 分 | 第9期 (2023年3月期) | 第10期 (2024年3月期) | 第11期 (2025年3月期) | 第12期 (当事業年度) (2026年3月期) |
|----------------|-------------------|--------------------|--------------------|-------------------------------|
| 営業収益及び売上高 (千円) | 1,022,671 | 12,570,925 | 13,872,607 | 15,269,487 |
| 経 常 利 益 (千円) | 232,842 | 995,796 | 1,112,459 | 1,180,931 |
| 当 期 純 利 益 (千円) | 207,047 | 2,022,967 | 824,069 | 832,584 |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 26.30 | 256.37 | 104.27 | 105.21 |
| 総 資 産 (千円) | 2,758,505 | 6,194,442 | 6,573,440 | 7,371,892 |
| 純 資 産 (千円) | 2,146,083 | 4,013,977 | 4,646,348 | 5,227,590 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 272.45 | 508.12 | 587.61 | 659.50 |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 当社は、2023年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
3. 当社は、2023年4月1日付で連結子会社であった株式会社アップガレージ及び株式会社ネクサスジャパンを吸収合併したため、第10期における財産及び損益の状況が第9期と比較して大きく変動しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会 社 名 | 資 本 金 | 議決権比率 | 事 業 内 容 |
|------------------------|---------|--------|-----------------------|
| UP GARAGE USA Co.,Ltd. | 300千米ドル | 100.0% | 米国におけるカー&バイク用品のリユース事業 |

(4) 対処すべき課題

当社グループは、「Good Mobility, Happy Life」をブランドスローガンに掲げ、「モビリティパーツ取引のリーディングカンパニーとして、取引の利便性を高め、国内外での場や機会を増やすことで、市場を拡大する」をビジョン（企業がどんな未来を実現したいか）と

しております。

さらにビジョンを実現していく上で、「パーツの買取や販売、取付、また、それらを企業向けにサポートするサービスによって、モビリティライフの充実を推進する」をミッション（企業の存在意義）に、「カスタムによる高揚感や楽しさ、充実した時間と空間を提供することで、リユースでのパーツの売買をライフスタイルとして定着させる」をバリュー（行動指針）として掲げております。

日々変化する自動車・バイク関連市場において、当社グループは企業理念に基づいた機動かつ柔軟な対応を進め、持続的な成長を実現してまいります。さらには、お客様一人ひとりの「体験価値の創造」に踏み込むことにより、より魅力的なサービスを提供し、企業価値の向上に努めてまいります。

中長期的な経営戦略としては、DX（デジタルトランスフォーメーション）の加速と店舗ネットワークの最適化を推進し、持続的な成長と企業価値の向上を図りつつ、以下の重点課題に注力することで、売上高営業利益率及び自己資本利益率（ROE）のさらなる向上を目指してまいります。

① 店舗ネットワークの拡大と直営店出店の加速

「マーケットの拡大」に向け、昨年度は直営店10店舗の新規出店を達成するなど、機動的な出店を加速させております。今後も、市場環境に応じた柔軟な店舗展開を進めるとともに、フランチャイズ加盟店との連携をさらに強化することで、リユースパーツの流通ネットワークを全国規模で強固なものにしてまいります。

② グローバル展開

当社は2025年11月にアメリカ・カリフォルニア州に海外2号店をオープンしました。現在、3店舗目の出店準備を進めており、現地でのビジネスモデルの確立とリユース文化の定着に向けてさらなる展開を進めてまいります。現地法規制への対応や人材確保といった課題にも取り組みながら、着実に海外市場への浸透を図ってまいります。

③ 購買データ・AIを活用した顧客体験の深化

公式アプリのインストール数は70万回を突破し大幅に伸長しており、顧客接点が飛躍的に拡大いたしました。今後は、蓄積された購買履歴や愛車情報等の膨大なデータに基づき、お客様一人ひとりに最適化された情報提供を強化してまいります。また、社内での「AI勉強会」の継続開催によるリテラシー向上と、独自開発した「AI買取査定システム」の運用により、査定業務のスピード化を実現し、業務効率の抜本的な底上げを図ってまいります。

④ 「ネクスリンク」の展開

受発注プラットフォーム「ネクスリンク」の活用により、自社グループ内の流通効率化を図るだけでなく、同システムの外販（外部提供）を積極的に推進してまいります。これにより、業界全体の利便性向上に寄与するとともに、サービス利用料等のストック型収益を拡大させ、営業利益率のさらなる改善を図ってまいります。

⑤ システム開発投資

競争優位性の源泉となるシステム基盤への投資を積極的に継続しております。昨年度は、独自開発の「AI買取査定システム」による査定精度の向上とスピード化を実現したほか、買取のキャッシュレス化の開発により、店頭での利便性を高めました。また、受発注プラットフォーム「ネクスリンク」の外販に向け、取引先ニーズに応じたカスタマイズ開発を推進しております。今後も、最新技術を駆使したシステム開発を通じて、収益力の強化と業務プロセスの抜本的な効率化を推進してまいります。

⑥ 人材育成・確保

持続的な成長の源泉は「人」であるとの認識のもと、処遇改善と多様な人材の活躍を軸とした人的資本の価値最大化を目指します。採用面では、初任給の引き上げや体制強化により、新卒とキャリア採用の両輪で人員確保に注力いたします。

また、エンゲージメント向上・ダイバーシティの観点からも、キャリア面談の全社実施、デジタル・ダイバーシティ研修の受講徹底、有給休暇や育児休業の取得促進といった取り組みを展開しております。今後もKPIとして設定している各目標の達成に向けて、人材ポートフォリオの最適化と組織風土の改革を両輪に、人的資本価値の最大化を目指してまいります。

⑦ コーポレート・ガバナンスとリスク管理の徹底

企業としての社会的責任を果たし、ステークホルダーからの持続的な信頼を獲得するため、ガバナンス体制の高度化とリスク管理の徹底を最重要課題として取り組んでおります。コンプライアンス意識のさらなる醸成に向けた定期的な研修の実施に加え、現代的なリスクへの対応として、不適切な投稿等によるブランド価値毀損を防ぐためのSNS研修や、情報資産を保護するためのサイバーセキュリティ研修を徹底してまいります。

⑧ 販売費及び一般管理費

人的資本への投資を強化する取り組みとして、当社では従業員の処遇改善に向けた賃金の引き上げや給与制度・福利厚生制度の見直しを進めております。一方で、業務の標準化及びDXの活用によって業務効率を高め、コスト構造の最適化と経費削減の両立を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容（2026年3月31日現在）

当社グループは、当社及び子会社1社により構成され、カー&バイク用品のリユース業態、流通卸売業態及びフランチャイズシステムの運営を行っております。

また、当社グループの事業は、カー&バイク用品関連の買取、販売及びその付随業務からなる単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

カー&バイク用品のリユース業態では、直営店舗、フランチャイズ店舗及びECサイト「upgarage.com（アップガレージドットコム）」において買取・販売を行っており、店舗については全国展開を積極的に行っております。さらに、2022年3月より幅広い世代にご利用いただけるよう中古自転車に特化した買取・販売を行う新ブランド「アップガレージ サイクルズ」を立ち上げ、順調に店舗数を拡大しております。

リユース業態における特徴は、これまで一般的でなかったカー&バイク用品の買取・販売を主要業態としており、特に中古商品に対して保証を付けるという業界初の取り組みは、一般のお客様から好評を得ております。また、当社ノウハウとして買取した商品の修理・メンテナンスをした上で販売を行うため、オークション等の個人間売買と差別化を図っております。

流通卸売業態では、サマータイヤ、スタッドレスタイヤ等をはじめとしたカー&バイク用品の新品商材を取扱っており、中古車販売業、自動車整備業を中心に卸売販売を行っております。

自動車関連パーツの流通卸売業における特徴は、多種多様なメーカー、ベンダーとの取引

により仕入を行う必要があることです。このため業務に伴う管理が煩雑となりますが、受発注が電話やFAXによるケースが大半で、DX化や業務効率化は進まない状況であったため、これを打破すべく、受発注業務を「ネクスリンク」(受発注プラットフォーム) 上で行うサービスを当社で提供いたしました。これにより多くのベンダーと発注者が、当社を介すことで、取引契約の簡易化と受発注システムによる業務効率化、配送状況の見える化による連絡コストの削減等の非常に大きなサプライチェーン改革を実現できているため、目下このサービスの加盟店拡大を進めております。

また、サマータイヤ・スタッドレスタイヤについても「タイヤ流通センター」というブランドにて3プライス料金体系のパッケージ化を行うことで、ユーザーにはタイヤ購入が分かりやすく、また販売側にも説明や仕入が簡易になるサービスを展開しております。

フランチャイズシステムの運営では、メインブランドである「アップガレージ」を中心に、専門店化したブランドとして中古バイク用品の「アップガレージ ライダース」、中古タイヤ・ホイール専門店の「アップガレージ ホイールズ」、車両買取サービスの「パーツまるごとクルマ&バイク買取団」、中古工具買取・販売専門店の「アップガレージ ツールズ」、を単独店・併設店含めフランチャイズ展開を行っております。また、新業態である中古自転車・用品買取・販売専門店「アップガレージ サイクルズ」とスポーツカーに特化した車販売専門店「アップガレージ カーズ」のフランチャイズ展開に向けてノウハウの構築を図っております。

フランチャイズ運営においては、売上・在庫管理・買取査定を行う基幹システムの提供、ECサイトの管理運営、ノウハウの授与・指導、店舗の企画設計・什器等販売及び商品供給を行う中で、加盟金・ロイヤリティ等の収入を得ております。

当連結会計年度末時点の各業態別の店舗数は次のとおりであります。

(単位：店)

| | アップガレージ | アップガレージ ライダーズ | アップガレージ ホイールズ | アップガレージ ツールズ | パーツまるごと クルマ&バイク 買取団 | アップガレージ サイクルズ | アップガレージ カーズ | 合 計 |
|------|-------------|------------------|------------------|-----------------|---------------------------|------------------|----------------|-------------|
| 直営店 | 35 (7) | 23 (4) | 5 (1) | 2 (-) | 2 (△1) | 10 (1) | 1 (-) | 78 (12) |
| F C店 | 122 (9) | 71 (6) | 6 (△2) | - (-) | 2 (-) | - (-) | - (-) | 201 (13) |
| 海外 | 2 (1) | - (-) | - (-) | - (-) | - (-) | - (-) | - (-) | 2 (1) |
| 合計 | 159 (17) | 94 (10) | 11 (△1) | 2 (-) | 4 (△1) | 10 (1) | 1 (-) | 281 (26) |

(注) () は期中増減数を表しております。

(6) 主要な事業所 (2026年3月31日現在)

| 名称 | 所在地 (拠点) | |
|-------------------------------------|--------------------|--|
| 本社 (アップガレージチェーン本部) (流通企画事業本部) | 神奈川県横浜市青葉区榎が丘7番地22 | |
| アップガレージ店舗 | (北海道) | 旭川永山店、函館北斗店 |
| | (秋田県) | 秋田店 |
| | (福島県) | いわき店 |
| | (茨城県) | 茨城筑西店、石岡店 |
| | (栃木県) | 栃木大田原店、小山店 |
| | (埼玉県) | 越谷店、三郷インター店、埼玉西浦和店、埼玉大宮店 |
| | (千葉県) | 千葉中央店、千葉八千代店、柏沼南店、千葉印西店、千葉旭店 |
| | (東京都) | 横浜町田総本店、国立府中インター店、東村山店、練馬店、昭島店 |
| | (神奈川県) | 平塚店、横浜戸塚店、相模原中央店、横須賀根岸店、圏央厚木インター店、東名川崎店、横浜青葉台店 |
| | (静岡県) | 浜松インター店 |
| | (岐阜県) | 岐阜可児店 |
| | (和歌山県) | 和歌山店 |
| | (徳島県) | 徳島店 |
| | (山口県) | 山口店 |
| | (鹿児島県) | 鹿児島吉野店 |
| (アメリカ合衆国カリフォルニア州) | ガーデングローブ店、オントリオ店 | |

| 名称 | 所在地（拠点） | |
|-----------------------------|---------|---|
| アップガレージ ライダーズ店舗 | (北海道) | 函館北斗店 |
| | (秋田県) | 秋田店 |
| | (福島県) | いわき店 |
| | (茨城県) | 茨城筑西店、石岡店 |
| | (栃木県) | 小山店 |
| | (埼玉県) | 北戸田店 |
| | (千葉県) | 千葉中央店、千葉八千代店 |
| | (東京都) | 横浜町田店、練馬店、東村山店、昭島店 |
| | (神奈川県) | 平塚店、横浜戸塚店、相模原中央店、横須賀根岸店、 圏央厚木インター店、東名川崎店 |
| | (静岡県) | 浜松インター店 |
| | (和歌山県) | 和歌山店 |
| | (徳島県) | 徳島店 |
| | (鹿児島県) | 鹿児島吉野店 |
| アップガレージ ホイールズ店舗 | (埼玉県) | 埼玉新座店 |
| | (千葉県) | 千葉野田店 |
| | (東京都) | 横浜町田店 |
| | (神奈川県) | 川崎産業道路店、相模原陽光台店 |
| アップガレージ ツールズ店舗 | (東京都) | 横浜町田店、東村山店 |
| パーツまるごと クルマ&バイク 買取団店舗 | (千葉県) | 千葉八千代店 |
| | (東京都) | 横浜町田店 |
| アップガレージ サイクルズ店舗 | (埼玉県) | 北戸田店 |
| | (千葉県) | 千葉八千代店 |
| | (東京都) | 横浜町田店、東村山店 |
| | (神奈川県) | 相模原駅前店、相模原中央店、平塚店、相模原陽光台 店、相模原由野台店、たまプラーザ駅前店 |
| アップガレージ カーズ店舗 | (東京都) | 横浜町田店 |

(7) 使用人の状況 (2026年3月31日現在)

(企業集団の使用人の状況)

| 使用人数 (人) | 前連結会計年度末 比増減 (人) | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|-----------|---------------------|---------|---------|
| 238 (176) | 29 (13) | 33歳 4か月 | 6年 11か月 |

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数 (契約社員、パートタイマーを含む。) は、年間平均雇用人数を () 外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

| 借入先 | 借入額 |
|-------------|-----------|
| 株式会社三井住友銀行 | 50,000千円 |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 50,000千円 |
| 株式会社みずほ銀行 | 50,000千円 |
| 合計 | 150,000千円 |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2026年3月31日現在)

| 会社における地位 | 氏 名 | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況 |
|---------------|-----------|---|
| 代 表 取 締 役 会 長 | 石 田 誠 | — |
| 代 表 取 締 役 社 長 | 河 野 映 彦 | UP GARAGE USA Co.,Ltd. 代表取締役 一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会 理事 一般社団法人日本リユース業協会 副会長 |
| 取 締 役 | 福 島 泰 三 | 福島泰三公認会計士事務所 所長 明星監査法人 代表社員 |
| 取 締 役 | 佐 藤 麻 子 | 弁護士法人R&G横浜法律事務所 パートナー 協同油脂株式会社 社外監査役 神奈川県教育委員会 教育委員 |
| 取 締 役 | 中 山 勇 | 株式会社モスフードサービス 社外取締役 日本食品海外プロモーションセンター 執行役 (COO) |
| 監 査 役 | 菅 沼 一 孝 | — |
| 監 査 役 | 高 橋 知 久 | 高橋知久公認会計士事務所 代表 |
| 監 査 役 | 黒 田 佳 奈 子 | 株式会社WOMAN COLLEGE 代表取締役 ミヨシ油脂株式会社 社外取締役 学校法人大正大学 招聘教授 一般社団法人神奈川ニュービジネス協議会 理事 |

- (注) 1. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
2025年6月25日開催の定時株主総会において、菅沼一孝氏及び黒田佳奈子氏は新たに監査役に選任され就任いたしました。
鳥山秀弘氏及び青木尚氏は、2025年6月25日開催の定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
2. 取締役福島泰三氏、取締役佐藤麻子氏及び取締役中山勇氏は社外取締役であります。
 3. 監査役高橋知久氏及び監査役黒田佳奈子氏は社外監査役であります。
 4. 取締役福島泰三氏及び監査役高橋知久氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5. 当社は、取締役福島泰三氏、取締役佐藤麻子氏、取締役中山勇氏、監査役高橋知久氏及び監査役黒田佳奈子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役福島泰三氏、取締役佐藤麻子氏、取締役中山勇氏、監査役高橋知久氏、監査役菅沼一孝氏及び監査役黒田佳奈子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める限度額に限定する契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、役員が業務遂行のために行った行為に起因して損害賠償請求を受けた場合、法律上の損害賠償責任及び訴訟費用等の損害が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する場合等は、填補の対象としないこととしております。当該保険契約の被保険者は、当社並びに当社子会社の取締役及び監査役であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

なお、上記保険契約は2022年4月に加入し、2026年4月に継続更新しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分 | 支給人員 (人) | 支給額 (千円) | 報酬等の種類別の総額 (千円) | | |
|------------------|-------------|---------------------|---------------------|----------|----------|
| | | | 基本報酬 | 業績連動報酬等 | 非金銭報酬等 |
| 取締役 (うち社外取締役) | 5 (3) | 128,600 (15,600) | 128,600 (15,600) | — (—) | — (—) |
| 監査役 (うち社外監査役) | 5 (3) | 24,700 (9,800) | 24,700 (9,800) | — (—) | — (—) |
| 合計 (うち社外役員) | 10 (6) | 153,300 (25,400) | 153,300 (25,400) | — (—) | — (—) |

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2023年3月30日開催の臨時株主総会において年額1億5千万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名であります。
2. 監査役の報酬限度額は、2025年6月25日開催の定時株主総会において年額3千万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名であります。

(5) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

① 当該方針の決定方法

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を2022年4月11日開催の取締役会において、決議しております。

② 当該方針の内容の概要

当社の取締役（社外取締役を含む）の報酬は、固定報酬のみで構成されております。

報酬額は、株主総会の決議によって定められた報酬枠の範囲内において、前事業年度の連結業績や個人の会社への貢献度を勘案して、代表取締役及び管理本部管掌者が協議し、社外取締役の助言及び監査役会のプロセスチェックを受けて取締役会にて決定しております。

③ 当該事業年度に係る個人別報酬の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に定めた基準額内であること、同方針に定めた考慮要素を具体的に勘案して決定していることから、取締役の個人別の報酬等の内容の決定方針に沿うものであると判断しております。

(6) 社外役員の状況

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役及び社外監査役の重要な兼職の状況については「(1) 取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。
- ・取締役佐藤麻子氏は、弁護士法人R&G横浜法律事務所のパートナーであります。当社は同法律事務所と法務に関する顧問契約を締結しておりますが、毎月支払う顧問料も一般的な金額であり、同氏は当社の委任案件には一切関与しておりません。
- ・その他の兼職先である法人等と当社との間に特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

| | | 出席状況、発言状況及び果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要 |
|-------|--------|--|
| 社外取締役 | 福島 泰三 | 当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席いたしました。公認会計士としての豊富な経験を踏まえ、財務・会計等に関し、専門的見地から経営の監督機能を果たしております。 |
| 社外取締役 | 佐藤 麻子 | 当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席いたしました。弁護士としての豊富な経験を踏まえ、業務全般において専門的見地から経営の監督機能を果たしております。 |
| 社外取締役 | 中山 勇 | 当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席いたしました。企業経営者としての実績と深い知見を有しており、当社経営に対する監督及び適切な助言を行っております。 |
| 社外監査役 | 高橋 知久 | 当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に、また、監査役会17回のうち17回に出席いたしました。公認会計士としての経験を踏まえ、専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 |
| 社外監査役 | 黒田 佳奈子 | 当事業年度に開催された取締役会14回のうち11回に、また、監査役会17回のうち13回に出席いたしました。企業経営者としての高い見識と豊富な経験を有しており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 |

※監査役黒田佳奈子氏は2025年6月25日に監査役に就任した後に開催された取締役会11回及び監査役会13回全てに出席しております。

- ③ 社外役員が当社の子会社から当該事業年度において役員として受けた報酬等の額該当事項はありません。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 監査業務に係る報酬等の額及び監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について相当と判断して同意いたしました。

| 内 容 | 報 酬 等 の 額 |
|-------------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 38,500千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 38,500千円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役が、解任後最初に招集される株主総会において会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

また、監査役会は会計監査人が職務を適切に執行することが困難であると認められる場合、その他必要と判断される場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、利益配分につきましては、連結配当性向30%程度を一つの目途とした上で、事業拡大のための内部留保を充実させ、長期的な企業成長と経営基盤の強化に留意し業績の成果に応じた配当を行うことを基本方針としております。内部留保資金につきましては、財務体質の強化や店舗の国内及び海外への新規出店、既存店の改装、システム投資等として活用し、企業価値向上に努めてまいります。

当社は、取締役会の決議により、剰余金の配当等を行うことができる旨、また、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

なお、2025年3月期を初年度とした5カ年の中期経営計画において、最終年度までに連結配当性向40%を目指して段階的に引き上げる株主還元の拡充を定めております。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|------------------------|------------------|------------------------|------------------|
| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
| 流 動 資 産 | 4,688,707 | 流 動 負 債 | 1,743,685 |
| 現金及び預金 | 2,166,364 | 買掛金 | 713,213 |
| 売掛金 | 1,159,217 | 短期借入金 | 150,000 |
| 商品の他 | 1,131,087 | リース債務 | 20,844 |
| その他 | 232,038 | 未払金 | 299,636 |
| 固 定 資 産 | 2,702,253 | 未払法人税等 | 190,964 |
| 有 形 固 定 資 産 | 1,438,800 | 賞与引当金 | 27,358 |
| 建物及び構築物 | 1,364,221 | その他 | 341,667 |
| 減価償却累計額 | △603,766 | 固 定 負 債 | 514,269 |
| 建物及び構築物(純額) | 760,455 | リース債務 | 100,438 |
| 機械装置及び運搬具 | 531,848 | 長期預り保証金 | 191,510 |
| 減価償却累計額 | △283,232 | 資産除去債務 | 222,321 |
| 機械装置及び運搬具(純額) | 248,616 | 負 債 合 計 | 2,257,954 |
| 工具、器具及び備品 | 501,783 | 純 資 産 の 部 | |
| 減価償却累計額 | △362,939 | 株 主 資 本 | 5,141,841 |
| 工具、器具及び備品(純額) | 138,844 | 資本金 | 527,230 |
| 土地 | 179,082 | 資本剰余金 | 894,455 |
| リース資産 | 166,930 | 利益剰余金 | 3,720,315 |
| 減価償却累計額 | △55,129 | 自己株式 | △159 |
| リース資産(純額) | 111,801 | その他の包括利益累計額 | △8,836 |
| 無 形 固 定 資 産 | 549,485 | その他有価証券評価差額金 | 2,923 |
| ソフトウェア | 492,758 | 為替換算調整勘定 | △11,759 |
| その他 | 56,727 | 純 資 産 合 計 | 5,133,005 |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 713,967 | 負 債 ・ 純 資 産 合 計 | 7,390,960 |
| 投資有価証券 | 19,026 | | |
| 長期貸付金 | 142,342 | | |
| 繰延税金資産 | 72,130 | | |
| 敷金及び保証金 | 441,368 | | |
| その他 | 39,098 | | |
| 資 産 合 計 | 7,390,960 | | |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 |
|-----------------|------------|
| 売上 | 15,384,974 |
| 売上原価 | 9,223,565 |
| 売上総利益 | 6,161,408 |
| 販売費及び一般管理費 | 5,057,594 |
| 営業利益 | 1,103,813 |
| 営業外収入 | 41,320 |
| 受取利息及び配当金 | 5,201 |
| 受取手数料 | 8,342 |
| 受取保険金 | 12,973 |
| その他の収入 | 14,803 |
| 営業外費用 | 15,709 |
| 支払利息 | 1,838 |
| 支払補償費 | 12,016 |
| その他の費用 | 1,854 |
| 経常利益 | 1,129,425 |
| 経常損失 | - |
| 固定資産売却損 | 1,513 |
| 固定資産除却損 | 2,778 |
| 税金等調整前当期純利益 | 1,125,133 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 347,147 |
| 法人税等調整額 | △2,972 |
| 当期純利益 | 780,957 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 780,957 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|--------------------|------------------|-----------------|------------------|
| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
| 流 動 資 産 | 4,645,962 | 流 動 負 債 | 1,714,936 |
| 現金及び預金 | 2,091,765 | 買掛金 | 713,213 |
| 売掛金 | 1,228,530 | 短期借入金 | 150,000 |
| 商品 | 1,036,277 | リース債務 | 4,530 |
| 未収入金 | 53,096 | 未払金 | 299,077 |
| 前払費用 | 148,181 | 未払費用 | 164,989 |
| その他 | 88,110 | 未払法人税等 | 190,964 |
| 固 定 資 産 | 2,725,930 | 未払消費税等 | 104,866 |
| 有 形 固 定 資 産 | 1,306,349 | 前受金 | 25,867 |
| 建物 | 1,166,927 | 預り金 | 24,922 |
| 減価償却累計額 | △494,282 | 賞与引当金 | 27,358 |
| 建物(純額) | 672,644 | その他 | 9,145 |
| 構築物 | 168,887 | 固 定 負 債 | 429,365 |
| 減価償却累計額 | △100,220 | リース債務 | 15,534 |
| 構築物(純額) | 68,667 | 長期預り保証金 | 191,510 |
| 機械及び装置 | 225,526 | 資産除去債務 | 222,321 |
| 減価償却累計額 | △90,202 | 負 債 合 計 | 2,144,302 |
| 機械及び装置(純額) | 135,324 | 純 資 産 の 部 | |
| 車両運搬具 | 289,406 | 株 主 資 本 | 5,224,666 |
| 減価償却累計額 | △186,716 | 資 本 金 | 527,230 |
| 車両運搬具(純額) | 102,689 | 資 本 剰 余 金 | 1,393,241 |
| 工具、器具及び備品 | 488,695 | 資 本 準 備 金 | 517,230 |
| 減価償却累計額 | △358,897 | そ の 他 資 本 剰 余 金 | 876,011 |

| | | | |
|----------------|------------------|-----------------|------------------|
| 工具、器具及び備品 (純額) | 129,797 | 利益剰余金 | 3,304,354 |
| リース資産 | 55,952 | 利益準備金 | 7,286 |
| 減価償却累計額 | △37,808 | その他利益剰余金 | 3,297,068 |
| リース資産 (純額) | 18,143 | 繰越利益剰余金 | 3,297,068 |
| 土地 | 179,082 | 自己株式 | △159 |
| 無形固定資産 | 549,485 | 評価・換算差額等 | 2,923 |
| 商標権 | 4,261 | その他有価証券評価差額金 | 2,923 |
| ソフトウェア | 492,758 | | |
| その他 | 52,465 | | |
| 投資その他の資産 | 870,095 | | |
| 投資有価証券 | 19,026 | | |
| 長期貸付金 | 142,342 | | |
| 関係会社長期貸付金 | 180,007 | | |
| 長期前払費用 | 17,051 | | |
| 繰延税金資産 | 81,349 | | |
| 敷金及び保証金 | 437,826 | | |
| その他 | 22,047 | | |
| 貸倒引当金 | △29,555 | | |
| 資産合計 | 7,371,892 | 純資産合計 | 5,227,590 |
| | | 負債・純資産合計 | 7,371,892 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | |
|--------------|---------|------------|
| 売上高 | | 15,269,487 |
| 売上原価 | | 9,188,261 |
| 売上総利益 | | 6,081,225 |
| 販売費及び一般管理費 | | 4,928,021 |
| 営業利益 | | 1,153,204 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息及び配当金 | 6,391 | |
| 受取手数料 | 8,342 | |
| 受取保険金 | 12,973 | |
| その他 | 15,051 | 42,757 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 1,838 | |
| 支払補償費 | 12,016 | |
| その他 | 1,176 | 15,031 |
| 経常利益 | | 1,180,931 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産売却損 | 1,513 | |
| 固定資産除却損 | 2,778 | 4,291 |
| 税引前当期純利益 | | 1,176,639 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 347,028 | |
| 法人税等調整額 | △2,972 | 344,055 |
| 当期純利益 | | 832,584 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月20日

株式会社アップガレージグループ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
横浜事務所

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 治郎
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 福士 直和
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アップガレージグループの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アップガレージグループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

招集
通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月20日

株式会社アップガレージグループ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
横浜事務所

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 治郎
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 福士 直和
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アップガレージグループの2025年4月1日から2026年3月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第12期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役、内部監査室等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、内部監査室及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、内部監査室及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月21日

株式会社アップガレージグループ 監査役会
常勤監査役 菅 沼 一 孝 ㊟
社外監査役 高 橋 知 久 ㊟
社外監査役 黒 田 佳 奈 子 ㊟

以 上

(ご参考) コーポレート・ガバナンスについて

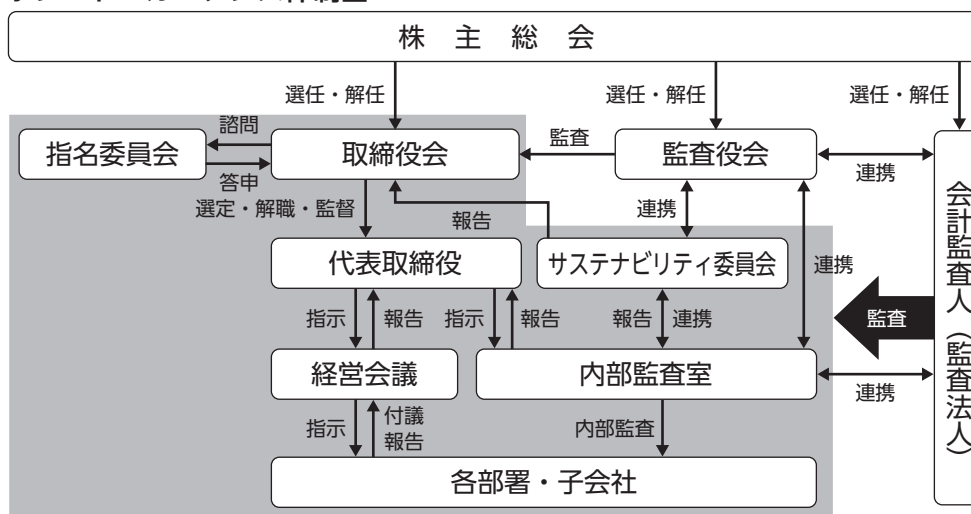
1. 基本的な考え方

当社は、持続的な成長及び長期安定的な企業価値の向上を経営の重要課題としております。

その実現のためには、株主やお客様をはじめ、取引先、地域社会、従業員等の各ステークホルダーと良好な関係を築くとともに、お客様にご満足していただける商品やサービスを提供し続けることが重要と考え、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでおります。

当社は、コーポレート・ガバナンス体制の主な機関として、取締役会、監査役会、経営会議、サステナビリティ委員会、内部監査室及び指名委員会を設置し、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保しております。

2. コーポレート・ガバナンス体制図



3. 少数株主の利益保護

【支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針】

当社は支配株主との取引等については、コーポレート・ガバナンス上問題があると誤解を与える可能性があることを認識しており、原則として支配株主との取引等を行わない方針であります。しかしながら、やむを得ない事情により取引を行う場合には、少数株主の利益を損なうことのないよう、取引の合理性（事業上の必要性）、取引条件の妥当性につき慎重に判断するとともに、社外（独立）取締役及び社外（独立）監査役が出席する取締役会決議を受けた上で、これを行うことで取引の適正性を確保してまいります。

株主総会会場ご案内図

会場： 神奈川県横浜市青葉区榎が丘7番地22
株式会社アップガレージグループ 本社3階 会議室
TEL 045-988-5777



交通 東急電鉄田園都市線「青葉台」駅下車 徒歩7分
青葉台駅中央改札口を出て、正面の道路を左手に進み、
中華料理店（麺飯厨房）の先、高架の手前を右にお進み
ください。
約200m進んだ左側、国道246号沿いの建物となります。
◎当日は駐車場の用意はいたしておりませんので、公共交
通機関をご利用ください。

UD
FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

第12回定時株主総会招集ご通知に際しての
電子提供措置事項

事業報告

新株予約権等の状況
業務の適正を確保するための
体制及び当該体制の運用状況
会社の支配に関する基本方針

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書
連結注記表

計算書類

株主資本等変動計算書
個別注記表

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

株式会社アップガレージグループ

上記事項につきましては、法令及び当社定款第18条第2項の規定に基づき、株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権の状況
第1回新株予約権 2021年3月29日臨時株主総会決議（2021年3月29日取締役会決議）

| | | |
|--|---------------------------------|------------|
| 決議年月日 | 2021年3月29日 | |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社従業員 | 162 |
| 新株予約権の数(個) | 597(注)1、8 | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) | 普通株式 (注)1、6、7 | 59,700 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 900(注)2、6、7 | |
| 新株予約権の行使期間 | 自2023年3月31日至2031年3月29日 | |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 資本組入額 (注)6、7 | 900 450 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)4 | |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。 | |
| 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注)5 | |

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株であります。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、新株予約権割当契約書に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとする。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使、株式交換による自己株式の移転の場合によるものを除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」と読み替えるものとする。

さらに上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行う行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- ① 当社は、新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）が新株予約権割当契約書に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合には新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社株主総会及び取締役会において、当社を消滅会社とする合併、当社を分割会社とする吸収分割・新設分割及び当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。
- ③ 当社は、新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

4. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権発行時において当社従業員であった者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の取締役又は監査役若しくは従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合にはこの限りではない。
- ② 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

5. 組織再編に伴う新株予約権の承継

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に沿ってそれぞれ交付するものとする。この場合にお

いては、残存する新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1. に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2. のために従い調整した再編後の行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ⑥ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - ⑦ 再編対象会社による新株予約権の取得
上記3. に準じて決定する。
 - ⑧ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）」に準じて決定する。
6. 2021年5月17日開催の取締役会決議により、2021年6月29日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）」、「新株予約権の行使時の払込金額（円）」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）」が調整されております。
7. 2023年2月23日開催の取締役会決議により、2023年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）」、「新株予約権の行使時の払込金額（円）」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）」が調整されております。
8. 2026年3月31日現在において交付時より新株予約権の数が減少しておりますが、減少の理由は以下のとおりであります。
- ・退職による減少分 127個
 - ・権利行使による減少分 178個

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は2020年9月14日開催の取締役会において、内部統制システムの構築に関する基本方針の決議をいたしました。当社は当該方針に基づいて内部管理体制を整備し、運用を行っております。

業務の適正を確保するための体制の運用については、取締役会において相互に業務執行を監視しており、また監査役は取締役会やその他社内の重要な会議に出席し、業務執行の状況やリスク管理について不適切な点がないか検証しております。

また、内部監査室により各部署の内部監査を行っており、運用状況に不適切な点がないか監視しております。

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

- (1) 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
定期的に開催する取締役会において各取締役から職務執行状況について報告するとともに、監査役による定期的な監査を実施することによって、法令及び定款に反する行為の有無を監視する。
- (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 各種議事録等、職務執行に係る情報を含む文書を「文書取扱規程」の定めに従って、保管する。
 - ② 当該文書の閲覧又は謄写について取締役及び監査役から要請があった場合にはいつでも当該要請に応じる。
- (3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、「リスク管理規程」により、事業上のリスク管理に関する基本方針や体制を定め、この規程に沿ったリスク管理体制を整備・構築し、リスクに対応する社内規程・マニュアルの整備、見直しを行う。
また、リスク管理体制として、管理本部を主管部署とする「サステナビリティ委員会」が内部統制と一体化したリスク管理を推進し、内部監査室が進捗状況を監査する。
事業活動上の重大な事態が発生した場合に備え、迅速な対応を行い、損失・被害を最小限に止める体制を整えるとともに、事業の継続性を確保するため、「事業継続計画」を定め、リスク管理体制を整備する。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務執行の効率性を確保する体制の基礎として、取締役会を毎月1回定期的に開催するとともに、必要に応じて臨時取締役会を開催する。また、各取締役はそれぞれの担当部門が実施すべき具体的な施策を立案・実施し、その運営状況を把握し、必要に応じて改善を図る。
- ② 内部監査室は、その各部門において具体的な施策の立案・実施、運用状況を検証するために定期的に内部監査を実施する。

(5) 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

使用人は職務の執行状況を定期的に取り締役に報告し、内部監査室において、「内部監査規程」に基づいて計画的な内部監査を実施することにより法令及び定款に反する行為の有無を監視する。

(6) 当社の子会社の取締役等による職務の執行にかかる事項の当社への報告に関する体制

- ① 「関係会社管理規程」に基づいて子会社に対し取締役若しくは監査役を当社より派遣し、子会社の取締役等が「ポリシー」「行動指針」に則って職務を執行していることを監督又は監査を行う。
- ② 当社の取締役会において決議・報告がなされる事項のほか、以下の事項を取締役に報告する。
 - (i) 当社グループに著しい損害を及ぼす恐れがあると判断される事項
 - (ii) 内部監査室が実施した子会社内部監査の結果
 - (iii) コンプライアンス上重要と判断される事項
 - (iv) 当社グループが社内外に設置する内部通報制度を利用した通報
 - (v) その他監査役が職務執行上報告を受ける必要があると判断される事項

(7) 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「サステナビリティ委員会」は、当社子会社について日常的に継続してリスク対策等の状況の把握・検証に努め、損失の危険性が高まったと判断される状況となった場合には、サステナビリティ委員会を通じて即座に代表取締役及び監査役にその内容を報告し、速やかに必要な対策を講じる。

(8) 当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社子会社の代表取締役は、当社子会社の取締役の職務執行の効率性を確保する体制の基礎として、当社の取締役会（毎月1回開催）に、取締役の職務執行状況を報告する。また、子会社の取締役は具体的な施策を立案・実施し、その運営状況を把握し、必要に応じて改善を図る。
- ② 内部監査室は、子会社の各部門において具体的な施策の立案・実施、運用状況を検証するために定期的に子会社内部監査を実施する。

(9) 当社の子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社子会社の代表取締役は、当社の取締役会（毎月1回開催）に、取締役の職務執行状況を報告する。
- ② 当社の監査役による定期的な監査を実施することによって、法令及び定款に反する行為の有無を監視する。

(10) 当社の子会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社子会社の使用人は職務の執行状況を定期的に当社子会社の取締役に報告し、内部監査室において、計画的な子会社内部監査を実施することにより法令及び定款に反する行為の有無を監視する。

(11) 当社の子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社子会社は、各種議事録等、職務執行に係る情報を含む文書を代表取締役又は各部署長の監督の下、保管する。当該文書の閲覧又は謄写について当社の取締役又は監査役から要請があった場合にはいつでも当該要請に応じる。

- (12) 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役から職務補助者設置の要請があった場合にはこれに応じる。その場合、監査役の職務補助者は内部監査室の社員とする。
 - ② 当該職務補助者は取締役をはじめ組織上の上長の指揮命令を受けないこととする。
- (13) 監査役へ報告するための体制及び報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 取締役会において決議・報告がなされる事項のほか、当社及び子会社の取締役、使用人は以下の事項を監査役に報告する。
 - (i) 当社グループに著しい損害を及ぼす恐れがあると判断される事項
 - (ii) 内部監査室が実施した内部監査の結果
 - (iii) コンプライアンス上重要と判断される事項
 - (iv) 当社グループが社内外に設置する内部通報制度を利用した通報
 - (v) その他監査役が職務執行上報告を受ける必要があると判断した事項
 - ② 前号の報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利益を受けないよう公益通報者保護に関する規程に基づき報告者を保護する。
- (14) 監査役の職務について生ずる費用の前払い、又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ① 監査役会は、職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上する。
 - ② 緊急又は臨時の支出が必要となった費用の前払い及び支出した費用の償還を会社に請求することができる。
 - ③ 監査費用の支出については、効率性及び適正性に留意する。
- (15) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 各監査役は相互の協議により、それぞれの業務分担を行う。また各監査役は必要に応じて代表取締役に対して必要な調査・報告等を要請することができる。
 - ② 監査役による会計監査については、各監査役が当社グループの会計監査を担当する監査法人と定期的に情報交換を行う等連携を図り、実効性を高める。

- ③ 監査役は監査を行うために必要な外部の専門家等への調査、鑑定又は事務委託の費用を請求することができる。

(16) 反社会的勢力排除に向けた基本的な体制

当社グループは社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的団体や個人に対して社会常識と正義感を持ち、毅然とした態度で対応し、一切の関係を持たないことを基本方針とする。平素より、警察、顧問弁護士との連携を密にし、反社会的勢力対応を実施し、不当な資金の提供及び便宜供与等の不当要求に屈することなく、これを断固として拒絶する。

会社の支配に関する基本方針

当社は現時点では、当該「基本方針」及び「買収への対応方針」につきましては、特に定めておりません。

一方で、大量株式取得行為のうち、当社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものについては適切な対応が必要と考えており、今後の法制度の整備や社会的な動向も見極めつつ、今後も慎重に検討を行ってまいります。

連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

| | 株 主 資 本 | | | | |
|--------------------------|---------|---------|-----------|---------|-----------|
| | 資 本 金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自 己 株 式 | 株主資本合計 |
| 当 期 首 残 高 | 524,305 | 891,530 | 3,196,342 | △122 | 4,612,054 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | |
| 新株の発行 (新株予約権の行使) | 2,925 | 2,925 | | | 5,850 |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | △256,983 | | △256,983 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | 780,957 | | 780,957 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | | | | △36 | △36 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額) | | | | | |
| 当 期 変 動 額 合 計 | 2,925 | 2,925 | 523,973 | △36 | 529,786 |
| 当 期 末 残 高 | 527,230 | 894,455 | 3,720,315 | △159 | 5,141,841 |

| | その他の包括利益累計額 | | | 純資産合計 |
|--------------------------|-------------------------------|--------------------|---------------------------------|-----------|
| | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 為 替 換 算 調 整 勘 定 | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計 | |
| 当 期 首 残 高 | 3,095 | △10,236 | △7,141 | 4,604,913 |
| 当 期 変 動 額 | | | | |
| 新株の発行 (新株予約権の行使) | | | | 5,850 |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | | △256,983 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | | 780,957 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | | | | △36 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額) | △171 | △1,523 | △1,695 | △1,695 |
| 当 期 変 動 額 合 計 | △171 | △1,523 | △1,695 | 528,091 |
| 当 期 末 残 高 | 2,923 | △11,759 | △8,836 | 5,133,005 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等

(1) 連結の範囲に関する事項

- ・連結子会社の数 1社
- ・主要な連結子会社の名称 UP GARAGE USA Co.,Ltd.

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社であるUP GARAGE USA Co.,Ltd.の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

- ・市場価格のない株式等
以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

ロ. 棚卸資産

- ・商品（中古品） 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- ・商品（新品） 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

当社は定率法を採用しております。ただし、当社は1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3年～45年

機械装置及び運搬具 2年～17年

工具、器具及び備品 2年～20年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ハ. リース資産

・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、当連結会計年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

ロ. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、カー&バイク用品の販売、フランチャイズシステムの運営等を行っております。商品の販売による収益は、顧客に商品を引き渡した時点で履行義務が充足されると判断し、直営店舗における販売については、商品の引渡時に収益を認識しております。また、配送を伴う販売については、出荷時から商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間であるため、商品の出荷時に収益を認識しております。フランチャイズシステムの運営による収益は、主にロイヤリティ収入であり、当該収入については、時の経過によって履行義務が充足され、その対価はフランチャイズ店舗の売上高に基づいて算定されることから、契約期間にわたり、当該売上高が発生するにつれて収益を認識しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損

- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
リユース業態に係る固定資産グループ

(単位：千円)

| | 当連結会計年度 |
|--------|---------|
| 有形固定資産 | 979,560 |

- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、固定資産のうち減損の兆候がある資産グループについて、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。リユース業態の各店舗については、原則として営業損益が継続してマイナスの場合等に減損の兆候に該当するものとしております。ただし、新規出店店舗については、出店時の事業計画において当初より営業損益が継続してマイナスとなることが予定されている場合、実際の売上高が当該計画にて予定されていた売上高よりも著しく下方に乖離していないときには、減損の兆候には該当しないものとしております。リユース業態の各店舗の将来キャッシュ・フローは、売上高（客数及び客単価等の仮定を含む）や売上総利益率、販売費及び一般管理費の今後の推移やその前提となる市場環境が、過去の実績推移や現在の市場環境と大きく変わらないなどの複数の仮定を総合的に勘案して見積りを行っております。減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定に当たっては慎重に検討しておりますが、市場環境等の変化により、その見積り額の前提とした条件や仮定に変更が生じる場合、将来キャッシュ・フローや回収可能価額が減少し、減損損失が発生する可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

(2) リース資産（純額）には、在外子会社が計上している使用权資産が含まれております。

(3) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行6行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

| | |
|---------|-------------|
| 当座貸越極度額 | 2,050,000千円 |
| 借入実行残高 | 150,000千円 |
| 差引額 | 1,900,000千円 |

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 7,926,900株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (千円) | 1株当たり 配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|----------------|------------------|------------|------------|
| 2025年6月25日 定時株主総会 | 普通株式 | 256,983 | 32.5 | 2025年3月31日 | 2025年6月26日 |

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

| 決議予定 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額 (千円) | 1株当たり 配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-------|----------------|------------------|------------|------------|
| 2026年6月24日 定時株主総会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 289,322 | 36.5 | 2026年3月31日 | 2026年6月25日 |

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 87,600株

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等金融機関からの借入による方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの内部管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価の把握を行っており、リスクの低減に努めております。

長期貸付金、敷金及び保証金は、主に店舗の新規出店時に貸主に差し入れる建設協力金並びに敷金及び保証金であり、貸主の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの内部管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等は、全て1年以内の支払期日であります。

短期借入金及びリース債務は、金利の変動リスク及び資金調達リスクに晒されております。

また、営業債務や借入金及びリース債務は流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、月次資金繰計画を作成する等の方法により管理しております。

長期預り保証金は、フランチャイズ事業における預り保証金であります。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

(単位：千円)

| | 連結貸借対照表計上額 | 時 価 | 差 額 |
|---------------|------------|---------|----------|
| (1) 投資有価証券 | 14,250 | 14,250 | — |
| (2) 長期貸付金(※1) | 148,640 | 114,677 | △33,962 |
| (3) 敷金及び保証金 | 441,368 | 297,429 | △143,939 |
| 資 産 計 | 604,259 | 426,356 | △177,902 |
| (1) リース債務(※2) | 121,282 | 114,165 | △7,117 |
| (2) 長期預り保証金 | 191,510 | 100,353 | △91,156 |
| 負 債 計 | 312,792 | 214,518 | △98,274 |

※1. 一年内回収予定の長期貸付金(流動資産 その他)を含めております。

※2. 一年以内返済予定のリース債務を含めております。

- (注) 1. 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
2. 「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」及び「未払法人税等」については、これらは短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
3. 市場価格のない株式等(連結貸借対照表計上額4,776千円)は、非上場株式であり、「投資有価証券」には含めておりません。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表計上額とする金融商品

(単位：千円)

| 区分 | 時価 | | | |
|--------|--------|------|------|--------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 投資有価証券 | | | | |
| 其他有価証券 | | | | |
| 株式 | 14,250 | — | — | 14,250 |
| 資産計 | 14,250 | — | — | 14,250 |

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

| 区分 | 時価 | | | |
|---------|------|---------|------|---------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 長期貸付金 | － | 114,677 | － | 114,677 |
| 敷金及び保証金 | － | 297,429 | － | 297,429 |
| 資産計 | － | 412,106 | － | 412,106 |
| リース債務 | － | 114,165 | － | 114,165 |
| 長期預り保証金 | － | 100,353 | － | 100,353 |
| 負債計 | － | 214,518 | － | 214,518 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期貸付金

長期貸付金の時価は、リスクフリーレートで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、合理的に見積った返還予定時期に基づき、リスクフリーレートで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期預り保証金

長期預り保証金の時価は、合理的に見積った返還予定時期に基づき、リスクフリーレートで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

6. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

| | 売上区分 | | | 合計 |
|-----------------------|-----------|-----------|--------|------------|
| | リユース業態 | 流通卸売業態 | その他 | |
| 一時点で移転される財又はサービス | 7,887,897 | 5,964,072 | 18,075 | 13,870,045 |
| 一定の期間にわたり移転される財又はサービス | 1,430,865 | 84,064 | － | 1,514,929 |
| 顧客との契約から生じる収益 | 9,318,762 | 6,048,136 | 18,075 | 15,384,974 |
| 外部顧客への売上高 | 9,318,762 | 6,048,136 | 18,075 | 15,384,974 |

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報については、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等 (3) 会計方針に関する事項 ④重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約負債の残高等

(単位：千円)

| | 当連結会計年度 |
|------------|---------|
| 契約負債（期首残高） | 31,027 |
| 契約負債（期末残高） | 25,867 |

契約負債は、主に顧客から受け取った前受金に関するものであり、収益の認識に伴い取り崩しております。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に配分した取引価格に関する記載を省略しております。なお、顧客との契約から受け取る対価の額に、取引価格に含まれていない重要な変動対価の額等はありません。

7. 1 株当たり情報に関する注記

| | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 647円56銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 98円69銭 |

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | | | | |
|---------------------|---------|---------|----------|-----------|-------|---------------------|-----------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 |
| 当期首残高 | 524,305 | 514,305 | 876,011 | 1,390,316 | 7,286 | 2,721,468 | 2,728,754 |
| 当期変動額 | | | | | | | |
| 新株の発行(新株予約権の行使) | 2,925 | 2,925 | | 2,925 | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | △256,983 | △256,983 |
| 当期純利益 | | | | | | 832,584 | 832,584 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | 2,925 | 2,925 | － | 2,925 | － | 575,600 | 575,600 |
| 当期末残高 | 527,230 | 517,230 | 876,011 | 1,393,241 | 7,286 | 3,297,068 | 3,304,354 |

| | 株主資本 | | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|---------------------|------|-----------|--------------|------------|-----------|
| | 自己株式 | 株主資本合計 | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | △122 | 4,643,253 | 3,095 | 3,095 | 4,646,348 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 新株の発行(新株予約権の行使) | | 5,850 | | | 5,850 |
| 剰余金の配当 | | △256,983 | | | △256,983 |
| 当期純利益 | | 832,584 | | | 832,584 |
| 自己株式の取得 | △36 | △36 | | | △36 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | － | △171 | △171 | △171 |
| 当期変動額合計 | △36 | 581,413 | △171 | △171 | 581,241 |
| 当期末残高 | △159 | 5,224,666 | 2,923 | 2,923 | 5,227,590 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

イ. 子会社株式

移動平均法による原価法

ロ. その他有価証券

- ・ 市場価格のない株式等
以外のもの
- ・ 市場価格のない株式等

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

移動平均法による原価法

ハ. 棚卸資産

- ・ 商品（中古品）
- ・ 商品（新品）

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社は定率法を採用しております。ただし、当社は1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3年～45年

機械装置及び運搬具 2年～17年

工具、器具及び備品 2年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、カー&バイク用品の販売、フランチャイズシステムの運営等を行っております。商品の販売による収益は、顧客に商品を引き渡した時点で履行義務が充足されると判断し、直営店舗における販売については、商品の引渡時に収益を認識しております。また、配送を伴う販売については、出荷時から商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間であるため、商品の出荷時に収益を認識しております。フランチャイズシステムの運営による収益は、主にロイヤリティ収入であり、当該収入については、時の経過によって履行義務が充足され、その対価はフランチャイズ店舗の売上高に基づいて算定されることから、契約期間にわたり、当該売上高が発生するにつれて収益を認識しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額
リユース業態に係る固定資産グループ

(単位：千円)

| | 当事業年度 |
|--------|---------|
| 有形固定資産 | 847,096 |

- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
連結注記表「2. 会計上の見積りに関する注記(1)固定資産の減損」の内容と同一であります。

3. 貸借対照表に関する注記

- (1) 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

(2) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行6行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

| | |
|---------|-------------|
| 当座貸越極度額 | 2,050,000千円 |
| 借入実行残高 | 150,000千円 |
| 差引額 | 1,900,000千円 |

- (3) 関係会社に対する金銭債権及び債務（区分表示したものを除く）

| | |
|--------|-----------|
| 短期金銭債権 | 141,746千円 |
|--------|-----------|

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高

57,531千円

営業取引以外の取引高

受取利息

1,189千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式

244株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

| | |
|--------|----------|
| 未払事業税 | 14,646千円 |
| 商品評価損 | 11,148千円 |
| 賞与引当金 | 8,537千円 |
| 貸倒引当金 | 9,223千円 |
| 減損損失 | 4,004千円 |
| 資産除去債務 | 69,377千円 |
| 子会社株式 | 10,652千円 |
| その他 | 4,255千円 |

繰延税金資産小計 131,844千円

評価性引当額 △10,652千円

繰延税金資産合計 121,192千円

繰延税金負債

| | |
|-----------------|-----------|
| 資産除去債務に対応する除去費用 | △38,516千円 |
| その他 | △1,326千円 |

繰延税金負債合計 △39,843千円

繰延税金資産の純額 81,349千円

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 会社等

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|-----|------------------------|-----------------|----------|-----------------------|----------------|----------------------|-------|----------|---------------|----------|
| 子会社 | UP GARAGE USA Co.,Ltd. | アメリカ合衆国カリフォルニア州 | 300千米ドル | 米国におけるカー&バイク用品のリユース事業 | 直接100.0% | 役員の兼任商品の販売資金の貸付経営管理等 | 資金の貸付 | - | 関係会社 長期貸付金 | 180,007 |
| | | | | | | | 利息の受取 | 1,189 | | |
| | | | | | | | 商品の販売 | 57,531 | 売掛金 | |

- (注) 1. 取引金額及び期末残高には消費税等が含まれておりません。
 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 ・ 関係会社長期貸付金については、市場金利を勘案した合理的な利率を設定しており、貸付期間・返済方法については両者協議の上、貸付条件を決定しております。
 3. 商品の販売は、独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

(2) 個人

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|----|------------|-----|----------|-----------|----------------|-----------|--------------------------------------|----------|----|----------|
| 役員 | 石田 誠 | - | - | 当社代表取締役会長 | (被所有)間接71.46% | 債務被保証 | 当 社 不 動 産 賃 借 契 約 対 する 債 務 被 保 証 (注) | 12,000 | - | - |

- (注) 不動産賃貸借契約に基づく債務について代表取締役会長石田誠より債務保証を受けております。不動産賃貸借契約の債務被保証の取引金額は、年間賃借料を記載しております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記（4）収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

9. 1株当たり情報に関する注記

| | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 659円50銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 105円21銭 |